

災害時の行政の情報発信の法的位置づけ

近畿大学経済学部
准教授 村中 洋介



1. はじめに

災害が発生し、またはその恐れがある場合には、住民の生命・財産の保護のために行政が避難に関する情報をはじめとして様々な情報発信を行うこととなる。情報発信の主体は、災害対策基本法（以下、「災対法」という。）上は、地方公共団体（主として市町村）が行うこととなるが、災害の種類や情報発信の主体によって住民に求める行動内容が異なることもある。複数の情報発信主体が存在することや、一つの自然現象に対して複数の情報が発信されることなどにより、その情報を受け取り行動すべき住民が、情報を正しく理解し行動することに混乱が生じうる状況にある。

本稿では、行政による災害に関する情報発信に関する法的位置づけについて紹介する。

2. 地方公共団体による災害に関する情報発信としての防災マップ

地方公共団体のなす災害に関する情報発信の中心となるものは、事前の情報提供としてのハザードマップ等の防災マップ¹と災害発生時、またはその恐れがある場合に避難を呼びかける避難情報がある。防災マップには次のようなものがある。

（1）洪水ハザードマップ・内水ハザードマップ・高潮ハザードマップ

洪水ハザードマップは、水防法に基づき洪水予報河川がはん濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域ま

たは高潮浸水想定区域）として指定することとされ、この浸水想定区域について、円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置として、避難場所や避難経路等記載した印刷物（ハザードマップ・防災マップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならないとされている（水防法 15 条 3 項）。なお、2015 年に改正された水防法により、ハザードマップ作成のベースとなる洪水浸水想定区域は、「計画規模降雨」（河川の洪水防御に関する基本となる降雨のこと）を基準としたものから「想定最大規模降雨」（想定し得る最大規模の降雨のこと）を基準としたものに見直されている。

内水ハザードマップは、洪水ハザードマップと同様水防法に基づく浸水想定区域のうち、雨水出水浸水想定区域（想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水が排除できなくなった場合等に、浸水が想定される区域、想定される浸水の深さや浸水が継続する時間等を公表するもの²。）について作成されているものである。内水ハザードマップは、2015 年に改正された水防法により、都道府県知事および市町村長が雨水出水浸水想定区域を指定した場合に、市町村長には内水ハザードマップ等による周知義務が生じることとなる。

高潮とは、台風や発達した低気圧が海岸部を通過することによって生じる海水面の上昇のことを指し、高潮ハザードマップは、洪水ハザードマップと同様水防法に基づく浸水想定区域のうち、高潮浸水想定区域（想定最大規模の高潮を前提として、現況の海岸の整備状況に照らして浸水が想定される区域を示すもの

¹ 本稿では、ハザードマップ等、印刷物やインターネット上で閲覧できる危険度情報等の地図情報を総じて防災マップとして記す。

² 名古屋市ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/bosa/ikikikanri/page/0000153068.html>, 2023 年 10 月 7 日最終閲覧) より。

3) について作成されているものである。高潮ハザードマップは、2015年に改正された水防法により、都道府県知事は高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸(水位周知海岸)と高潮浸水想定区域を指定することとされ、この地域について市町村長には高潮ハザードマップ等による周知義務が生じることになる。

(2) 津波ハザードマップ

2011年の東日本大震災では、津波によって大きな被害が発生し、この経験を踏まえて、津波防災に関する基本の法律として、「津波対策の推進に関する法律」(以下、「津波対策推進法」という。)が、2011年に制定された。この法律では、国民の生命、財産等の保護のために、津波調査や観測、津波教育や防災施設の整備などの基本的な事項を定めることとしている。

この津波対策推進法では、都道府県および市町村が、地震防災対策特別措置法14条1項および2項の規定により津波により浸水する範囲等について、印刷物の配布のほか予測される被害を映像として住民に視聴させること等を通じてより効果的に行うよう努めなければならないとされている(津波対策推進法8条)。

津波対策推進法では、都道府県、市町村の努力義務として津波による浸水被害の周知を図ることとされ、その一つの方法としてハザードマップの活用が示されている。

また、同じく東日本大震災を経て制定された、「津波防災地域づくりに関する法律」(以下、「津波防災地域づくり法」という。)は、津波防災地域づくり(津波被害を低減するための諸施策)の推進を行い、国民の生命、財産の保護のための計画や津波防災設備などの整備、津波災害警戒区域の設定、津波災害警戒区域での土地利用規制などについて定めている。

津波防災地域づくり法では、「警戒区域をその区域に含む市町村の長は、……人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の

避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。」(同法55条)として、市町村長にはハザードマップ等による津波災害に関する避難場所や避難経路等に関する周知義務が生じることとなり、津波ハザードマップが作成されることとなる。

これら2法によるハザードマップ等の活用については、津波防災地域づくり法では、津波災害警戒区域をその区域に含む市町村に限定されるものである一方、津波対策推進法では、その対象となる市町村が津波防災地域づくり法に比べて広く解される余地がある。

(3) 土砂災害ハザードマップ

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、「土砂災害防止法」という。)は、2000年に制定されたもので、気候変動による豪雨災害や新たな宅地開発によって土砂災害の発生する恐れのある箇所も増加していることから、土砂災害に関する砂防施設の工事などハード面での対策のほか、危険箇所の周知や危険箇所への新規住宅建設の抑制などのソフト面の対策も必要とされる中で、そうした規定を盛り込んだものとして制定された。

土砂災害防止法の規定の中で特に重要なものとして、「土砂災害警戒区域等」の指定があり、ここには、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の2つがあり、それぞれ次のような目的で定められる区域とされている⁴。

土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)は、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域」であって、「土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域」⁵とされ、警戒避難体制の整備やハザードマ

³ 農林水産省・国土交通省「高潮浸水想定区域図作成の手引き(令和5年4月)」(https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kaigan/takashioshinsui_manual.pdf) 6頁。

⁴ 区域指定の基準や規制の内容については、村中洋介『災害行政法』(信山社、2022年)182頁以下も参照。

⁵ 国土交通省資料(<https://www.mlit.go.jp/policy/shingik>復興(31号)Vol.12 No.2 2024.3. 24

ップの作成・配布などが行われることとなる。

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）は、「警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域」であって、「避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域」⁶とされ、開発行為の制限や建築物の構造規制、建築物の移転勧告等が行われることとなる。

ここで土砂災害警戒区域を含む市町村長は、「土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。」（土砂災害防止法8条3項）として、市町村長にはハザードマップ等による土砂災害に関する避難場所や避難経路等に関する周知義務が生じることとなり、土砂災害ハザードマップが作成されることとなる。

（４）火山ハザードマップ

活動火山対策特別措置法（以下、「活火山法」という。）は、火山の被害を受けるおそれのある地域等における活動火山対策の総合的な推進の指針の策定、避難体制の整備、避難施設等の整備などを講じることで、当該地域の住民、登山者等の生命、身体の安全、住民の生活、農林漁業等の経営の安定を図ることを目的として（活火山法1条）、1定められたものである。

活火山法では、国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定が定められ（同法2条）、この指針

に基づき、火山活動によって住民等の被害が想定される地域を、警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域として、国は指定することができる（同法3条）。この地域のことを、「火山災害警戒地域」といい、火山災害警戒地域に指定された区域を含む都道府県と市町村は、火山防災協議会を設置する必要がある（同法4条）。

また、火山災害警戒地域に指定された区域を含む市町村長は、ハザードマップ等による土砂災害に関する避難場所や避難経路等に関する周知義務が生じることとされ（活火山法8条1項）、火山ハザードマップ（火山防災マップ）が作成されることとなる。

（５）ため池ハザードマップ

2019年に施行された「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（以下、「ため池管理保全法」という。）は、農業用ため池の適正な管等により農業用ため池の決壊による水害等の災害を防ぐことを目的としており（同法1条）、「農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの」（同法7条1項）を都道府県知事が「特定農業用ため池」として指定ことができ、特定農業用ため池が区域内に存在する市町村長は、避難場所や避難経路等に関する周知の努力義務が定められ（同法12条）、そのための一つの方法として、ため池ハザードマップが存在する。

（６）地震ハザードマップ

地震防災対策特別措置法に基づき、都道府県および市町村が作成する「震度被害（ゆれやすさ）マップ」およびそれに付随する地盤被害（液状化）マップ、地域危険度マップなどとともに、避難場所や避難経路等を記載したものとして地震ハザードマップが存在する。

地震防災対策特別措置法では、その14条で、都道府県、市町村が、「当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予

ai/content/001323909.pdf) より。

⁶ 前掲注5・国土交通省資料より。

報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項」(同法14条2項)を記載したハザードマップ等による周知の努力義務が定められている。

上記の防災マップに関する法的な根拠は、各種災害にかかる個別法の中で、災害に関する情報の周知の義務づけまたは努力義務の規定により、防災マップ等を用いることとされているものであり、災害に関する基本法である災害対策基本法を根拠とするものではない。ただし、災害対策基本法に位置づけられる地域防災計画の内容と関連する重要な資料であり、防災マップにける情報は、災害対策基本法の内容と関連するものではある。

(1)～(6)のうち、法によりハザードマップ等による周知が義務づけられている(1)～(4)のハザードマップの整備状況については、次の表を参照されたい。

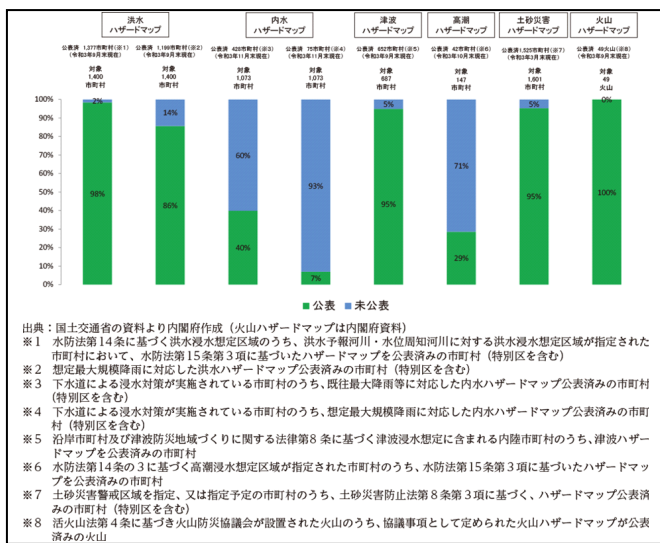


図1 ハザードマップ整備状況(令和4年版 防災白書より)

3. 地方公共団体による災害に関する情報発信としての避難情報

防災マップによる情報発信により、住民が居住地域等の災害リスクや災害時の避難場所について事前に

理解をすることが可能となっているが、災害発生時や災害発生への恐れがあるといった危機が迫っている場合に、住民が自らの判断のみに基づいて避難行動をできるとは限らない。このため、行政による避難情報の発信が行われることがある。

2021年4月に災対法が改正され、同年5月より施行された。これによって、これまで用いられてきた「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されるなど、住民の避難に関連する改正が行われたところである。

住民の避難行動にとって、行政が発信する避難情報や災害情報は重要なものといえる。国や地方公共団体等は、災害応急対策の実施の責任を負っており、この災害応急対策の一つとして「警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項」(災対法50条1号)があることから、災害時には災対法60条の規定により、市町村長による避難勧告等が行われてきた⁷。



図2 地方公共団体の発する避難情報の変遷

(1) 避難指示

2021年の災対法改正によって、避難勧告と避難指示が統一され、避難指示に一本化されたが、ここでは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること

⁷ 村中洋介「地方公共団体の発する避難勧告の適法性—佐用町集中豪雨事件を事例に(神戸地裁姫路支部判決平成25年4月24日(判例地方自治372号40頁))—」自治体学28巻2号(2015年)29頁。

ができる。」(2021年改正後災対法60条1項, 下線部引用者)と規定されている。

従来の避難勧告と併用されていた当時と比して, 避難指示のあり方が多きく変化したわけではなく, 避難勧告に代わって, 従来避難勧告相当とされていた災害についても, 2021年の災対法改正後の「避難指示」という形で避難情報の提供がなされることとなる。

法改正によって, 避難指示に関して, 「必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し」という文言が設けられている。これは, 従来, 「必要な地域の居住者等の「全員」に対してのみ発令することができる規定」⁸とされていたところ, これによって避難勧告や避難指示では, 当該地域の居住者等全員に対して立退き避難の避難行動が求められるということとなり, 他方で当該地域の中の安全な建物等に滞在している者に対して, 屋内待避等の措置⁹が求められることとなると, 同時に2つの異なる避難行動(屋内等の滞在と立退き避難)を促すことになるため, これを解消するために, 避難指示による立退き避難を, 避難指示が発令されている地域の必要な者に限定して発令し, 安全な建物等に滞在している者については, その場にとどまることを妨げるものではないこととしたものである。

ただし, この運用に関して, 「……実際の運用では, 従前どおり, 発令対象区域の居住者等にまとめて避難情報を発令し, 具体的な情報伝達のなかで, 自らの判断で屋内安全確保も検討するよう促すことで差支えない」¹⁰として, 従来の避難指示等の発令方法と変わりのない運用がなされる可能性がある。

現在の避難指示においては, 立退き避難と屋内安全

確保がその中に含まれることとされる。ただし, 運用上, これを明確に分けて指示が出されるというよりは, 各人の判断で立退き避難または屋内安全確保(屋内待避)を選択することになるだろう。このため, 住民等の防災に対する意識の向上(どのような場合に立退き避難が必要で, どのような場合であれば屋内に留まる方が安全であるという認識)が必要になる。

(2) 緊急安全確保の創設

2021年の災対法改正では, 「緊急安全確保」が新たに設けられている。

改正前災対法60条3項では, 改正前には屋内待避等の措置が設けられていたが, これが改正され, 「災害が発生し, 又はまさに発生しようとしている場合において, 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり, かつ, 事態に照らし緊急を要すると認めるときは, 市町村長は, 必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し, 高所への移動, 近傍の堅固な建物への退避, 屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。」として, 屋内待避に限らない(近隣の頑丈な建物等への避難など), 緊急の安全確保についての指示をすることについて法的根拠が設けられた。

(3) 避難指示と緊急安全確保の差異

避難指示と緊急安全確保の違いについては, 法的拘束力の強弱といった点での違いはない。これは, どちらについても, 強制力を伴わない行政指導としての性格を有する行政による災害に関する情報提供(避難に関する情報提供)であって, その違いとしては, 被災のリスクにあるというべきである。

「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)」においても, 避難指示が「災害のおそれが高い」状況において, 住民らに対して, 立退き避難も含めた「危険な場所から全員避難」を求めるものであるのに対して¹¹, 緊急安全確保は「災害が発生又は切迫している」

⁸ 内閣府「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)(令和4年9月更新版)」(http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf) 24頁。

⁹ 2021年改正前災対法60条3項において規定されていたもので, 2013年の災対法改正により屋内待避の規定が設けられ, それまでの屋外の避難所等への「立退き避難」を前提とせず, 現在の場所に留まることを前提とした避難のあり方が示されたものである。

¹⁰ 内閣府・前掲注8・令和3年ガイドライン24頁。

¹¹ 内閣府・前掲注8・令和3年ガイドライン28頁。

状況において、住民らに対して、「生命の危険があることから直ちに身の安全を確保」を求めるものであり¹²、基本的には立退き避難を求めるものではなく¹³、直ちに身の安全確保を図らせるものとされる。

2019年6月より運用されている災害に関する「警戒レベル」¹⁴に当てはめると、避難指示は、警戒レベル4、緊急安全確保は、警戒レベル5とされており、その意味では異なるが、警戒レベルが上がることによって住民らの避難行動に対して、行政が強制力を伴う指導を行うものではない。

警戒レベルには、地方公共団体の発する情報のほかに、気象庁などが発する防災気象情報が、それぞれ対応する警戒レベル相当の情報として位置づけられている。従来の避難勧告は、この中で警戒レベル4に位置づけられていたため、同じく警戒レベル4にあたる避難指示（従来の「避難指示（緊急）」）との関係で、同一の警戒レベルの情報が2段階あることによって、避難勧告の段階では避難しなくてもよいといった誤解を受けるなどとの指摘があったとされている¹⁵。

警戒レベルの創設によって、避難に関する情報を「わかりやすく」伝えるという試みは、警戒レベルに対応する様々な情報の存在により、わかりにくいものとなっているようにも感じられ、地方公共団体や報道機関による情報発信・情報の伝え方を考える必要がある。

ここでの警戒は、津波に関する警戒、大雨や洪水の警戒や火山の噴火警戒も含まれることとなる。この警戒等には、2013年から特別警戒（気象業務法13条の2）が含まれて運用がなされており、災害の規模等に

合わせて予報、警戒等が行われることとなっている。

4. IV気象庁による災害に関する情報発信

気象業務法13条では、「気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警戒をしなければならない」と定め、気象庁に各種気象警戒などの発表をする義務があることを示している。

防災気象情報の種類		
種類	情報の種別	それぞれの役割
特別警戒	大雨（土砂災害 ^{※1} 、浸水害 ^{※2} ）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮 ^{※2}	・重大な災害が発生するおそれ著しく大きい場合に発表
警戒	大雨（土砂災害 ^{※3} 、浸水害）、洪水 ^{※3} 、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮 ^{※2}	・重大な災害が発生するおそれがある場合に発表
注意	大雨 ^{※4} 、洪水 ^{※4} 、強風、風雪、大雪、波浪、高潮 ^{※4} 、雪融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、雪、着雪	・災害が発生するおそれがある場合に発表
気象情報 ^{※7}	警戒の危険度分布 ^{※2, 3, 5}	・警戒等を補足する情報として、危険度が高まっている場所を示した分布図を常時10分ごとに発表
	大雨に関する気象情報、台風情報、竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報、早期注意情報（警戒級の可能性） ^{※4}	・警戒等を発表する数日前から注意を呼びかけ、また、警戒等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説するため必要に応じて随時発表
	長期間の高温に関する気象情報 など	・警戒等の対象ではない、社会的に影響の大きな天候の状況なども必要に応じて随時発表

※1：警戒レベル5相当情報 ※2：警戒レベル4相当情報 ※3：警戒レベル3相当情報 ※4：警戒レベル2 ※5：警戒レベル2相当情報 ※6：大雨に關して、翌日までの期間に【高】又は【中】が予想されている場合は警戒レベル1 ※7：ここの「気象情報」とは、警戒等とは別に、文章または図・表を用いて気象状況を解説する情報のことです。

図3 防災気象情報の種類（気象庁「気象業務はいま2020」より）

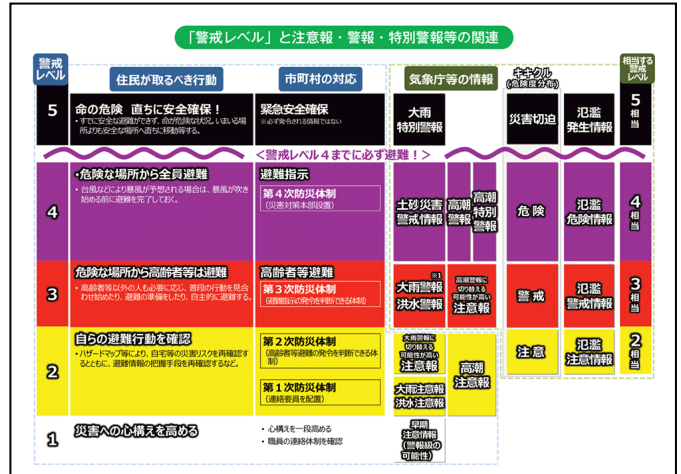


図4 「警戒レベル」と注意報・警戒・特別警戒等の関連（気象庁「気象業務はいま2022」より）

前記の図表からも気象庁による災害に関する情報（防災気象情報）が多岐にわたることが理解できるが、こうした多くの情報により分かりにくい情報発信となっているとも考えられ、こうしたことから、わかりやすい防災気象情報の再構築に向けて、防災気象情報

¹² 内閣府・前掲注8・令和3年ガイドライン29頁。

¹³ 立退き避難については、避難指示までに済ませておくことが求められる（内閣府・前掲注8・令和3年ガイドライン28頁）。

¹⁴ 住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするために、避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を5段階で伝えるもの（首相官邸ウェブサイトより（<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/keihou.html>, 2023年10月7日最終閲覧））。

¹⁵ 令和3年5月10日府政防第601号、消防第60号通知「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」2頁。

全体の体系整理や個々の情報の見直し, 受け手側の立場に立った情報への改善等の検討を行うために, 「防災気象情報に関する検討会」が 2022 年 1 月より開催されている。

この検討会では, とるべき防災対応が防災気象情報の受け手や状況に応じて多岐にわたるなか, 防災気象情報はそれらの防災対応のトリガーとなることから, 「防災気象情報とは, 気象現象の正確な観測及び予測に閉じるのではなく, どのような状況になり得るか(いま何が起きているのか, 今後どうなるのか, いつからいつまで危険なのか, どの程度の確からしさでそのようなことが言えるのか)という情報を科学的に迅速に伝えることで, 情報の受け手の主体的な判断や対応を支援することが役割である」との整理が, 2022 年 9 月の中間とりまとめにおいてなされている。

ただし, 法律上は, 気象庁の防災気象情報について, そもそも「分かりやすい」情報を発信することが求められているわけではなく, 迅速さ・適切さ(正確さ)が求められていると解されよう¹⁶。警報等の名称変更や警戒レベルの導入等, 分かりやすさを求めること自体は理解できるものの, 名称等の変更を行うよりも, 防災気象情報の普及啓発により情報の受け取り手が発信された情報を正しく理解し, その情報に基づく行動を行うことができることが必要となる。もちろん, 避難行動要援護者等¹⁷については, 情報を正しく理解できたとしても避難行動に支障がある, または通常の方法(健常者を前提とした情報発信)による情報が正しく理解できない場合などがあり, そのような者については, 情報発信のあり方や避難の支援が求められることになるが, これは専ら地方公共団体においてなされることであろう。

5. おわりに

¹⁶ 長野地裁松本支判令和 4 年 7 月 13 日 LEX/DB 文献番号 25593263 (御嶽山国賠訴訟)においても, 気象庁の情報発信の責務は認めるものの, 「分かりやすい」情報発信を求めるものではない。

¹⁷ 避難行動要支援者については, 村中・前掲注 4・81 頁以下を参照。

本稿では, 行政による災害に関する情報発信に関する法的位置づけについて紹介してきたが, 法的位置づけとともにその責務のあり方が問題となる。すなわち, 法的位置づけから求められる責務として「何を・どこまで」求められるかは, 法解釈の問題であり, 国賠訴訟等の中で示されることはあるものの, 問題にならない限りは「余計な仕事を増やさない程度にやればよい」などと考えられる事柄かもしれない。災害時等において, 全ての国民・住民の生命・財産の保護を行政が行うことは困難であり, そうしたことから, 「自助・共助・公助」の役割分担, とかく行政が「何を・どこまで」行うべきかの明示が必要となる。

佐用町豪雨災害訴訟(神戸地姫路支判平成 25 年 4 月 24 日判自 372 号 40 頁)では, 考慮要素に基づき作為義務の認定を試みているが(結論として避難勧告の発令義務はないとした), 生命等の重要な権利に関わる作為義務は, 「被侵害法益の重要性」からこれが認められやすいといえるだろう(あくまでも国賠法上の違法の認定のことである。)。また, 避難行動要支援者など, 自力避難が困難な者を対象とする災害時の行政の役割を健常者と同等に考えるべきではないかもしれない。本来は, この点について詳細な検討を行いたいところではあるが, 本稿では, 紙幅の関係でこれ以上述べることができないため, この論点については別紙にて検討したい。